令和８年 10 月１日に酒類の手持品課税（戻税）が実施されます

令和８年９月
国　税　庁

令和８年 10 月１日に酒税率が改正（引上げ・引下げ）され、流通段階にある酒類の在庫に対して、新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されます。

全ての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）は、令和８年 10 月１日時点において貯蔵場所で所持する対象酒類の在庫数量を確認する必要がありますので、ご留意ください。

１　申告の対象となる方　※詳しくは裏面フローチャートによりご確認ください。

① 令和８年 10 月１日に、税率改正により酒税率が引き上げられることとなる酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方で、その**所持する引上対象酒類の数量が 2,000 リットル以上である方**（複数の場所で所持する場合には、その合計数量で判定を行います）

② ①に該当しない方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の**還付を受けようとする方**

※　②の場合には、**令和８年 11 月２日（月）までに**、貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の**届出が必要です**

※　届出をした場合、**引上対象酒類を所持する全ての貯蔵場所について申告が必要となります**

２　対象酒類と１リットル又は１本当たりの酒税の引上げ・引下げ額

	対象となる酒類		引上げ額又は引下げ額 １ℓ【缶1本(350mℓ)】当たり
引上対象酒類	**発泡酒**（麦芽比率 **25%未満**かつアルコール分 **10 度未満**） **発泡酒②（いわゆる新ジャンル）**〔その他の醸造酒（発泡性）②／リキュール（発泡性）②と表示されているものを含みます〕		約２１円【約7.26円】
	その他の発泡性酒類（発泡性を**有する**ものかつアルコール分 **10 度未満**） 〔ビール又は発泡酒に**該当しない**もので、その他の醸造酒（発泡性）②・リキュール（発泡性）②／その他の醸造酒（発泡性）③・スピリッツ（発泡性）③／リキュール（発泡性）③・雑酒（発泡性）③と**表示されていない**もの〕		２０円【７円】
	連続式蒸留焼酎・単式蒸留焼酎 ウイスキー・ブランデー スピリッツ・リキュール	発泡性を**有しない**ものかつアルコール分**９度未満**	
		発泡性を**有しない**ものかつアルコール分**９度以上 10 度未満**	１０円【3.5円】
	その他の発泡性酒類〔みりん又は雑酒（みりん類似）に該当するもの〕 （発泡性を**有する**ものかつアルコール分 **10 度以上 11 度未満**）		８０円【28円】
引下対象酒類	**ビール**		２６円【9.1円】
	発泡酒（麦芽比率 **50%以上**又はアルコール分 **10 度以上**） **発泡酒③**〔その他の醸造酒（発泡性）③・スピリッツ（発泡性）③／リキュール（発泡性）③・雑酒（発泡性）③と表示されているものを含みます〕		
	その他の発泡性酒類〔連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュール又は雑酒（みりん類似を除きます）に該当するもの〕 （発泡性を**有する**ものかつアルコール分 **10 度以上 11 度未満**）		２０～２７０円 【７～94.5円】

３　申告期限・納期限

上記１の①又は②に該当し、手持品課税（戻税）の対象となる方は、確認いただいた令和８年 10 月１日（午前０時）時点の対象酒類の在庫数量を基に、引上対象酒類を所持する貯蔵場所ごとに新旧税率の差額を計算していただき、それぞれの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に、**令和８年 11 月２日（月）までに「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」（計算の結果、差額の還付を受けようとする方も含みます）を提出**していただく必要があります。

なお、差額の納付が必要となる方は、**令和９年３月 31 日（水）までに納付**が必要となります。

・酒類の手持品課税（戻税）の詳細は国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/sake/annai/temochihin_r02.htm

・YouTube「国税庁動画チャンネル」で手持品課税（戻税）の説明動画を公開しております。
https://www.youtube.com/user/ntachannel

【国税庁HP】【YouTube】

令和８年 10 月に実施される酒類の手持品課税（戻税）に関するフローチャート

令和８年 10 月１日に、引上対象酒類（発泡酒（麦芽比率 25%未満、いわゆる新ジャンル）、その他の発泡性酒類及び低アルコール分の蒸留酒類等（アルコール分 10 度未満）など）を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者等（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）である

はい

いいえ

その所持する引上対象酒類の数量が 2,000 リットル以上である

※　複数の場所で酒類を所持している場合は、令和８年 10 月１日午前０時現在における全ての貯蔵場所に係る所持数量の合計数量で判断

はい

いいえ

対象酒類のうち、引下対象酒類（ビール、発泡酒（麦芽比率 50%以上、発泡酒③）など）のみを所持する貯蔵場所がある

※　所持する引上対象酒類の数量が 2,000 リットル以上であっても、引下対象酒類については申告義務がないことから、引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所について還付申告を行うためには、その所轄税務署に申告及び届出を行う必要がある

いいえ

はい

引下対象酒類（ビール、発泡酒（麦芽比率 50%以上、発泡酒③）など）を所持する貯蔵場所があり、還付又は差額を計算した結果、引下げ額が多くその差額の還付を受けようとする方

はい

いいえ

納付すべき税額または還付を受ける金額がある場合には、令和８年 11 月２日（月）までに貯蔵場所の所轄税務署に手持品課税等の申告が必要です。

また、令和９年３月 31 日（水）までに納付が必要となります。

令和８年 11 月２日（月）までに、貯蔵場所ごとの所轄税務署に手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要となります。

この場合、左記の申告期限までに引上対象酒類を所持する全ての場所について申告も必要となります（注）。

税務署への手持品課税等の申告は不要です。

（注）　申告書及び届出書は兼用様式（申告書兼届出書）となっているため、届出と同時に申告を行うことができます

酒類の手持品課税等の申告・届出等には、便利な e-Tax をご利用ください